スタイン氏講義筆記

下

文書課閲覧

国立国会図書館

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 234-2

「スタイン」氏講義

「ポリツアイ」警察

「ポリツアイ」警察ナルモノヲ知ラントト欲セハ「スタ
ーツレーベン」國ノ生息ニ付要スル処ノ職務中最モ
重要ナル職務ノ一ト思考セサルヘカラサルナ
リ「スタート」國ノ成立ヲ述フレハ左ノ如シ

第一　人民ノ自由

第二　恰モ一ヶ人ノ如キ機関ヲ備ヘタル
　　邦國

第三　各ヶ人民ノ自由独立ナル活動

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 234-2

此三原素ニ各々天然ノ性質及機関ヲ備ヘタル
モノナリ而シテ人民ノ共同人民ハ各〻独立自
由ニシテ同等ナリト云フ所以ノ天理ヲ論究ス
ル学術ヲ称シテ「スターツウイシエンシャフト」政事学ト云
ヒ一國ヲ一ケ人ト見做シ其機関ノ組織ヲ解得
了知スル學術ヲ称シテ「スターツレー」國法理学ト
云フ此國法理學ニ由テ國権ヲ生スルモノナリ
將タ各ケ人民ノ生息活動ヨリシテ社會幷ニ邦
國ヲ編制スル処ノ自然法ヲ論究スル処ノ學術
ヲ名ケテ「ゾチアールウイシエンシャフト」即社會學ト云

フ
所謂右「スターツウイシエンシャフト」及「ゾチアールウイシエン
シャフト」ハ天然自然ノ法理ヲ有スルモノニシテ
其法理ハ「スタート」國ノ意想及権力ニ對シテ独立
不羈ノモノナリ故ニ「スタート」國ハ之ヲ利用スル
コトヲ得ルトイヘ氏該法理ヲ変更スルヿヲ得
サルナリ然ルニ其天然自然ノ法理ナルモノ或
ハ深キ原由ニ出テ且ツハ時勢ノ機運ニヨツテ
治國ノ方法及「スタート」ノ権利ト行務トニ抵觸
シ「スターツレーベン」國ノ生息ニ妨害ヲ與ルノミナ

ラス之ヲ破壞セントスルニ至ルヿアリ此場合ニ至テハ其天然自然ノ法律ナルモノ却テ國家人民ノ生活ヲ傷害スルヿトナルナリ

然ルニ前ニ述ベタルカ如ク「スターツウイシヨンシヤフト」上ノ法理ヲ変更スルヿヲ得ストイヘ𪜈該法理ニ照シテ抵觸セサル限リハ「スタート」國ノ機関及其機関ノ作用法ヲ変更セサルヘカラサルナリ之ヲ再説スレハ「スタート」ハ憲法及ヒ行政法ヲ編制スルニ宜シク國ノ秩序治安ヲ保持スルヲ以テ主眼トシ而シテ右「スターツウイシヨンシヤフト」及「ゾチアールウイシヨンシヤフト」ノ法理ニ抵觸セサル様制定セサルヘカラサルカ如キ是ナリ

「スターツゲワルト」國ノ權力ヲ以テ政ヲ行フノ方法即行政ナルモノハ前ニ述ヘタル「スターツウイシヨンシヤフト」即政事學及社會學ノ藩圍ヲ侵サヽルヿヲ目的トスルモノニシテ此學術ヲ称シテ行政學ト云フ然ルニ一ケ人民或ハ數人結合シテ悪意又ハ私利且ツハ事理ノ誤解ヨリ右法理ニ照シテ定メタル社會ノ秩序ヲ紊乱シ遂ニ「スタ

國立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 234-2

ート」國ノ秩序ヲ乱スニ至ルヿアリ故ニ「スタート」ノ重要ナル務ハ社會ノ秩序ヲ紊乱シ「スタート」ノ安寧ヲ害セントスルモノヲ偵察シ「スターツゲワルト」國ノ権力ヲ以テ成文法律ニ服從セシムルヿニ尽力シ社會ノ秩序ヲ維持シ國ノ安寧ヲ保タンヿヲ勉メサルヘカラサルナリ

「スターツレーベン」國ノ生息ハ憲法ト行政トニヨツテ之ヲ保持スルモノトス故ニ此憲法ト行政ヲ能ク遵奉セシムルヿヲ勉メ而シテ之ヲ侵スヿヲ得サラシムルヿヲ勉メサルヘカラサルナリ

即之ヲ称シテ「ポリツアイ」警察ト云フ憲法ヲ侵シ危害ヲ企テントスルモノヲ偵察シ之ヲ豫防シ又既ニ憲法ヲ侵シ危害ヲ及ホシタルモノヲ防制シ以テ憲法ヲ保護スル「ポリツアイ」ヲ「ホーヘポリツアイ」高等警察或ハ「スターツポリツアイ」國事警察ト云ヒ行政ヲ能ク遵奉セシムルヿヲ勉メ行政権ヲ侵サントスルモノヲ偵察シ之ヲ豫防シ既ニ侵シタルモノヲ防制シ以テ行政權ヲ保護スル警察ヲ「ヲルワルツンゲポリツアイ」行政警察ト云フ而シテ此行政警察ニ「ヲルクセクチオンポリツアイ」執行

国立国会図書館 伊藤博文関係文書(その1)書類の部 234-2

警察ト純粋ナル「フエルワルツングポリツアイ」即行政警察ナルモノアリ各々其組織ヲ異ニスルモノナリ

「ポリツアイデー」警察ノ精神

凡ソ「スタート」國ニ於テ法ヲ制シ之ヲ行フ皆多少現在ノ有様ヲ変更シテ善良ニ至ラシメントスルモノナリ然ルニ現在ノ有様ハ其進歩ヲ謀ル処ノ新ナル方法ニ天然反對抗抵シテ其地位ヲ保タントスルモノナリ然レトモ「スタート」國ノ性質及進歩上其企望ニ反對抗抵スルモノハ強テ之ヲ除却セサルヘカラス如何トナレハ「スタート」國ハ立法權ト行法權トヲ問ハス其欲スル処其行フ処ノモノ皆人民ノ利益ヲ増進スルニアツテ亦タ他ニ之ニ優ルモノナシトスル処ナカルヘカラサレハナリ故ニ其欲スル処其行フ処果シテ必要ナルカ將タ不當ナルヤ否ヲ豫メ爭議スヘキハ論ヲ俟タスト雖一タヒ其法ヲ正當必要ナリト確認シ以テ天下ニ布クトキハ其希望及働ニ對スル抗抵ハ更ニ之ヲ省ミサルモノナリ例ヘハ今此机上ノ或ル一器物ノ地位ヲ換ヘ

警視廳
警視廳
国立国会図書館 伊藤博文関係文書(その1)書類の部 234-2

ントスルニ其器物ハ自然ノ引力ヲ有シテ其地位ニ在ランコトヲ欲シ輒ク之ヲ他ニ移スヿ能ハサルモノナリ然ルニ其位地ヲ換ヘサレハ器物ノ必要ヲナサヽルカ故ニ力ヲ以テ強テ其位地ヲ換ヘサルヘカラサルカ如キ是レナリ故ニ「スタート」国ノ法律及布令ニシテ既ニ天下ニ布ク以上ハ其企望ノ正シキヤ否ヲ思考スルヿナク之ヲ「アブソルート」一般ニ断行スルモノトナサヽルヘカラス於是カ天然或ハ人為ノ此企望ニ反對スルモノヲ除却スルノ職務ヲ帯フルモノナカルヘカラス之レ警察ニ外ナラサルナリ蓋シ其反對スル処ノ「ゲワルト」カハ常ニ万般ノ事物ニ附帯シタルモノニシテ其「ゲワルト」カノ危害ヲ生スルニ及ンテ之ヲ除去スルハ則警察ノ職務ナリトス今此抗抵ノ力ニ對スル職務ヲ分ツテ二トス

第一「スタート」国ノ確定ノ企望若クハ人民ノ幸福安寧ニ抗抵スル処ノ力即国ノ企望安寧ヲ動カス処ノ力ハ則チ危害ナリ其危害ノ生セントスルモノヲ「ホヲルボーゲン」豫防スルニハ其

原因及ヒ其力ノ強弱ヲ瞭識セサルヘカラス之レ独リ憲法上ニ関スル而已ナラス行政ノ各部ニ渉リ最モ必要ニシテ警察上第一ノ職務ナリ

第二其危害ノ力活動スルニ及ンテヤ公ケノ力ヲ以テ直接抗抵除去セサルヘカラス之レ警察上第二ノ職務ナリ

警察ノ沿革

「ポリツアイ」警察ナル文字ハ古希臘ノ「ポリタイヤ」ト云フ文字ヨリ来レリ「ポリタイヤ」トハ一般ノ国政ヲ総称シタル意義ナリ當時別ニ組織シタル政府ナク人民ニ於テ人民中ヨリ撰挙シタル其者ヲシテ事務ヲ取扱ハシメタルモノナリ又当時法律布達ノ區別ナク人民相集テ一般ノ法ヲ制シタルモノニシテ其法ハ最上権ヲ有シ之レニ對シテハ訴訟ヲ為スヿヲ得サルモノナリシ猶現今ノ法律ノ如シ而シテ公ケノ職務ヲ行フモノモ亦タ法律ノ名ヲ以テ行ヒタルモノナリ羅馬時代ノ末ニ至テ法律ト布令ノ區別ヲナシ布令ヲ称シテ「デリクトリウム」ト云ヘリ其初メハ

警視廳
警視廳

国立国会図書館 伊藤博文関係文書(その1)書類の部 234-2

立法行政ノ區別ナキモ同時ニ至リ立法ノ外ニ君主行政ヲ主ルノ權利ヲ有シ其權即布令トナリタルナリ其後人民ノ代議士ナルモノヲ廢シタルカ故ニ所謂法律ナルモノナキニ至レリ何トナレハ法律ナルモノハ人民ノ企望ニ由テ制定スヘキモノナルヲ以テ独リ君主ノ意見ヲ以テ出シタルモノハ法律ト称スルモ其実ハ法律ニアラスシテ布令ナルヲ以テナリ故ニ君主專制ノ國ハ法律ノ名アルモ其性質上布令ニ外ナラサルナリ以上ハ希臘羅馬ノ政事上ノ形チナリ

前述ノ如ク「ポリタイヤ」トハ一般ノ為ニスル政ヲ称シタルモノトイヘモ唯一般ノ幸福ヲ謀ルカ為メニ事ヲ為スト云フ漠然タル意味ナリトス之ヲ再言スルトキハ一般ノ幸福ノ為メニスル処ノ國ノ目的ヲ云ヒタルモノニシテ其中ニ行政及ヒ警察司法等皆含有シタルモノナリ如此ノニシテ中古ノ時代ハ尚政事上ノ事混合シテ區別ナカリシカ独リ「スタート」國ナルモノハ一般ノ上ニ在テ一般ノ為メニスル処ノモノトセリ

是ニ由テ之ヲ觀レハ希臘ノ主義ニ溯リタルモノニシテ「スタート」ハ一般ノ為ノニスルモノナリト云フニアリ

千六百年代ノ比ニ至テ君主ト人民トノ區別ヲ明カニシ「スタート」ノ意義モ亦タ一定シタリシカ君主ノ權威ニナルニ及シテ「スタート」ハ独リ君主ノ專有スルモノトナシ亦タ希臘ノ「ポリタイヤ」ト云フ意味ヲ以テ君主ノ職掌トナスニ至レリ此意義ヨリシテ政事ト云フ文字ヲ産出シ國ノ政ハ総テ「フヱルワルツン分」行政ト云フ「トナリタルナリ當時「スタート」ハ立法行政ノ區別ナク又タ行政ト警察トノ區別モナク一般ノ上ニ立ツモノハ君主ニシテ君主ハ何等ノ事トイヘ氏之ヲ為スモノトシ加フルニ「ポリチツク」政事ト云フ字義ヲ他ノ意味ニ用ヰテ君主威權ヲ得ル処ノ術ヲ「ポリチツク」ト解シタルナリ

千七百年代ノ半ニ至ツテ有名ナル學士輩出シテ其主義ヲ確定シ其精神ヲ論定シタルモノアルモ唯其一般ヲ云フニ過キサリシカ独逸國ニ於テハ政治ヲ為ス処ノ方法ヲ「ポリツアイ」ト称

スルヿトナレリ是ヨリ國王ノ為ス処ノ政ハ皆「ポリツアイ」ト云ヒ又一般ノ政事學ヲ称シテ「ポリツアイウイシヨンレヤフト」ト云ヒ而シテ國政ノ部分ヲ分ルヿトナリシヨリ其各部ヲモ亦タ各「ポリツアイ」ト称シタルモノナリ當時何レモ君主專制ニシテ君主ノ權内ヲ以テ法律規則ヲ設ケタルモノトス是レ中古君主專制國ヲ称シテ「ポリツアイスタート」ト称シタル所以ニシテ希臘ノ主義ニ基キタルモノナリ尓後人民自由ヲ渇望シテ一揆爭擾ヲ起ス等ノ事アリ政府之ヲ鎮壓スル

警視廳

ニ偏ニ警察ノ力ヲ以テシタルカ故ニ人民其所為ヲ怨ミ警察權ヲ濫用スル國ヲ称シテ「ポリツアイスタード」ト云フニ至レリ

國政ヲシテ総テ「ポリツアイ」ト称シタルカ故ニ「ポヂチーフ」増進スルヿヲ掌ル政ト其反對ナル「子ガチーフ」危害ヲ除却シ安寧ヲ保持スル処ノ行政ト區別ナカリシカ種々ノ学士輩出シテ百種ノ説起リ而シテ外交軍事大藏司法ノ事ヲ「ポリツアイ」ヨリ除キ其他ヲ「ポリツアイ」ト云フヿトナリタリ學士「モール」最モ此説ヲナセリ是ニ於テ其内務

警視廳

行政中「ポゲチーフ」増進スルヿヲ掌ル政ヲ称シテ「ウオルフアールツポリツアイ」幸福警察ト云ヒ其反對ノ危害ヲ防キ安寧ヲ謀ルモノヲ「ゼツシユルハイツポリツアイ」保安警察ト云ヒシナリ之レ祭問上ノ區別ニシテ実際ハ少シク其理論ニ異ル処アリシ而シテ警察ヲ掌ル官吏ハ責任ヲ有セサルカ故ニ其官人民ニ向テ力ヲ用ル毎ニ人民甚タ「ポリツアイ」警察ヲ嫌忌セシヨリ學士等説ヲナシテ曰ク「ポリツアイ」警察ナル文字ハ悪シク他ニ「ヲルワルツンゲ」行政ナル文字アリト云フニ至レリ

然ルニ千八百年代ノ初メニ當テ立憲政ヲ行フニ至リ職務ノ區別ヲ立テントシテ「ヲルワルツンゲス レーレ」行政理学ヲ明ニセリ旧時ハ同一ノ官吏ニ於テ行政ト警察ノ執行ヲナシタルモノナルモ此ニ至テ始メテ實際上行政ト警察ノ區別ヲナスニ至レリ是レ第一ノ結果ナリ第二ノ結果ハ警察ヲシテ旧時ノ如ク無責任ニアラスシテ法律上ノ責任ヲ負ハシメ其責任ヲ負ハシムル処ノ區域内ニ於テ事ヲ判決スルノ權ヲ有スルヿトナシタル是ナリ右ノ如ク行政法ノ主義判明

シタルヨリ警察ノ主義ハ自ラ一ツノ特別ナル
モノトナレリ之ヲ一般ニ云フトキハ行政トハ一
般ノ幸福ヲ増進スル処ノ政ニシテ警察トハ他
ヨリ来ル処ノ危害ニ向テ其一般ノ有様ヲ保護
スルモノナリト云フニアリ

「ポリツアイシステーム」警察ノ順序

警察ノ「システーム」順序ヲ別テ三大部トス一ニ曰
ク「オルガニザーチオン」組織ニ二ニ曰ク「システーム」順序
三ニ曰ク「ヒト」権利

第一　警察ノ「オルガニザーチオン」

組織

警察ノ組織ハ其本務ヨリ生スルモノナリ故ニ
警察ノ何物タルヲ知テ初メテ其組織ヲ為スヿ
ヲ得ルモノトス若シ然ラスシテ組織スルトキハ
實際ト相抵牾シ屢々其組織ヲ変更スルヲ免カ
レス是レ自然ノ道理ナリ其組織ヲ為スノ材料
三ツアリ第一「ホーヘポリツアイ」高等警察第二「エク
セクチークポリツアイ」執行警察第三「フヨルワルツングスポリ
ツアイ」行政警察是レナリ但シ行政警察ナルモ
ノハ「アフ」専務ヲ為スモノヲ要スルモノナリ

而シテ此三者ノ所屬ハ如何ト云フニ高等警察ハ内務大臣ニ執行警察ハ執行ヲ掌ル官ニ行政警察ハ各省大臣ニ屬スルモノナリ又タ此三大機関中ノ當該官ヲ指名スル時ハ高等警察官ハ内務大臣ニ屬スル警察長ニシテ執行警察官ハ憲兵巡査ナリ而シテ行政警察官ハ「インスペクトール」監督官ナリトス蓋「インスペクトール」監督官其職務上ニ力ヲ要スル時ハ執行警察官ニ命令シ其力ヲ用ルモノトス仮令ハ鉄道警察上力ヲ要スル時ハ鉄道監督官ニ於テ憲兵及ヒ巡査ヲ用ル

警視廳

カ如キ是ナリ顧フニ其行政警察ヲ説クハ數日ノ後ニアルヲ以テ特ニ此一事ヲ茲ニ附言スルモノナリ

第一「ポーヘポリツアイ」高等警察

高等警察官ハ内務大臣ニ屬シテ國ノ危害ヲ洞察スルヲ以テ務メトスルモノナリ然ルニ危害ナルモノハ万般ノ事物ニ附帶シタルモノナルカ故ニ百般ノ事物ニ着目セサルヘカラサルナリ故ニ一面直接ニ國王ニ奏上スルノ務メヲ有

警視廳

国立国会図書館 伊藤博文関係文書(その1)書類の部 234-2

セサルヘカラス且ツ其國王ニ奏上スルノ職務ハ内務大臣ニ屬セサルモノトスルヲ以テ緊要トス他ノ内務大臣ノ監督ヲ受クヘキ官吏ハ仮令國王ヨリ召サルヽフアルモ内務大臣ノ命ニ從ハサルヘカラサルモノナリ之レ警察長ノ独リ他ト異ナル処ナリ如何トナレハ若シ警察長ヲシテ独立シテ奏上スルヿトナサヽルヰハ其奏上スル事ノ実ヲ失スルノ弊害ナキヲ保タサレハナリ而シテ警察長ハ一面内務大臣ニ報告シ其意見ヲ述ルニ止ルモノニテ其方法等令ハ内務大臣ノ為ス処ニシテ警察長ノ與ル処ニアラサルナリ如何トナレハ其命令ナルモノ独リ警察上ニ関スルヿノミナラス一般ノヿニ及ヲモノナルヲ以テナリ之レ警察長ハ内務大臣ノ一ツノ重要ナル機関トスル処ナリ故ニ内務大臣ハ必要ナル事件ニ付テハ警察長ノ意見ヲ聞キ而シテ警察長ニ命令ヲ下サヽルヘカラス然ルニ警察長ニ於テ重要ナル事件ニ付一般ニ害アリト認メタルヰハ直ニ國王ニ奏上スルヿヲ得ルモノトス故ニ警察長ハ内務大臣ヲ経スシ

警視廳

テ國王直ニ之ヲ任用スル所以ナリ而シテ亦タ
高等警察ノ掛長ハ警察長自ラ之ヲ撰擧セサル
ヘカラス
茲ニ付言スヘキ必要ノ事件アリ國ノ首府ナ
ルモノハ全國ノ代表トモ云フヘキ処ニシテ
其國一般ノ事ヲ見ルハ其首府ヲ以テ見ルカ
如キモノナリ而メ一國ノ爭擾ノ如キ多クハ
其首府ニ帰シ其発顕スル処何レニ在ルヲ問
ハス皆首府ニ関係セサルナキヲ以テ首府ノ
警察長ヲシテ高等警察ノ長ヲ兼ネシメタル

警視廳

所以ナリ
又タ附言ス警察長ヨリ公衆ニ公ケノ廣告ヲ
ナスヿアリ此廣告タル高等警察上ノ理由ハ
更ニ之ヲ掲ケス唯執行警察上ノ統計ニ係ル
事ノミヲ掲クルモノトス君主若クハ内務大
臣ニ出ス処ノ報告ハ執行警察上ノ報告ニア
ラスシテ一般ノ有様ト其原因トヲ報スルニ
在ルナリ
又タ附言スヘキヿアリ清國ノ高等警察ハ多
数ノ高官ニオイテ有スルモノナルカ故ニ互

警視廳

国立国会図書館 伊藤博文関係文書(その1)書類の部 234-2

イニ其責任ヲ讓リ其実ナキカ如キモノナリ
夫レ一國ハ則チ一ケ人ノ如ク機関ヲ備ヘタル
モノナリ而シテ君主之ヲ総括ス此君主ハ即チ
國ノ主ニシテ之ヲ人ノ一身ニ譬フルニ恰モ頭
脳ノ如シ故ニ國ノ主權ハ君主ニ帰ス既ニ君主
ハ一國ノ主ニシテ國ノ主權ヲ有シ邦国人民ヲ
統轄スルモノナルカ故ニ國ノ秩序ヲ定メ人民
ノ幸福安寧ヲ謀ラサルヘカラサルモノナリ而
シテ國ノ勢力行務意想ハ之ヲ一身ニ集メ國是
ニヨツテ以テ親ラ之ヲ代表スルモノトス然ル

ニ君主國ノ秩序ヲ定メ人民ノ幸福安寧ヲ謀ラ
ント欲セハ先ツ憲法ヲ制定セサルヘカラサル
ナリ此憲法ニヨツテ立法權ト行法權トヲ分ツ
モノトス而シテ立法權ヲ有スルモノハ上下議
院ニシテ行法權ヲ有スルモノハ「ミニストル」ナリ
此立法權ト行法權ヲ総括スルモノハ則チ君主
ナリ故ニ國ノ法律ヲ制定スルハ上下議院ノ決
議ヲ要ストイヘトモ君主之ヲ兼認スルニアラサ
レハ成文法律トナスヿヲ得ス又タ國ニ屬スル
事件ハ君主之ヲ承認スルニアラサレハ決行ス

ルヿヲ得サルモノナリ

行法上ノ長官タルモノハ内務大蔵陸海軍其他ノ大臣ナリ此各省ノ集合シタルモノヲ「レギール」ング政府ト云フ故ニ各省ノ長官ハ君主独立独行シテ其職務ヲ代表スル処ノ機関トナルモノニシテ各其負担スル処ノ主務ニ付責任ヲ有スルモノトス

君主ノ職務如此大且ツ重要ナルヲ以テ自ラ其職務ニ對スル重要ノ義務ヲ生スルハ又タ必然ノ道理ナリ其義務ノ最モ重ナルモノハ天下ノ大勢ヲ観察シ国民ノ意想如何ヲ洞察スルニアリ而シテ後其国是ヲ定メ事機ニ應シ時勢ニ適スル処ノ政ヲ為シ又禍害ヲ未萌ニ防キ以テ国民ノ安寧幸福ヲ謀リ国ノ権利ヲ墜サヽランヿヲ務メトスルモノナリ

然ルニ君主一人ノ耳目及ブ処限リアルカ故ニ独リ自ラ之ヲ知ルヿヲ得ス之ヲ知ルニ於テハ「ホーヘポリツアイ」高等警察ヲ利用セサルヘカラサルナリ此ニ於テ始メテ高等警察ノ国ニ最大必要ナルヿヲ知ルヘシ即日下天下ノ大勢ハ如何

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 234-2

國民ノ意想ハ何レノ点ニアルヤヲ洞察スルモノハ独リ高等警察官ニアラスシテ誰ソヤ抑々「ホーヘポリツアイ」即高等警察官ハ各有大臣其他ノ官吏ノ如ク憲法上ノ責任アルモノニアラス独リ憲法外ニ立テ一國ノ大政ヲナス政治家ノ意見ヲ備ヘテ常ニ天下ノ大勢ヲ観察シ人民ノ意想ヲ洞察シテ以テ君主ニ奏上スルヲ務メトスルモノナリ所謂手ヲ拱シテ事ヲ知ルモノハ高等警察官ナリト云フヘシ

因ニ云フ普國伯林警察長ハ火曜金曜ノ両日ニハ必ス皇帝陛下ニ謁見シテ百般ノ事情ヲ奏上スルモノナリ

君主ハ恒ニ民心ノ向フ処ヲ観察スルニ怠ラストイヘトモ前ニ述ヘタルカ如ク一人ノ耳目及フ処限リアルヲ以テ高等警察官ハ眼ヲ天下ニ注キ安寧ヲ謀ルヲ目的トシテ之ヲ君主ニ奏上セサルヘカラサルナリ而シテ最モ政府ト國民トノ関係ニ注目シ國民ハ其政府ノ命令ニ能ク服従スルヤ否國民ハ能ク政府ノ方向ト意向ヲ同クスルヤ否ヲ観察セサルヘカラサルナリ論

者或ハ云ハン人民ノ意想輿論ノ向フ所ヲ代表スルモノハ國會ナルモノアリ何ソ警察官ヲ要センヤト夫レ然リ豈ニ夫レ然ランヤ抑々國會ナルモノハ人民ノ輿論ヲ代表スルモノニ相違ナシトイヘドモ之レ唯表面ノ理論ノミ政党分立ノ際ニ当テハ或ハ党論ニ偏倚シ或ハ輿論ニ違反シ國是ニ背キ不公正ノ決議ナキヲ保タサルナリ今茲ニ一例ヲ挙ンニ現今独逸國ニ於テ亜非利加ノ殖民地ニ関スル事件ニ付國會ニ於テ皇帝ト意見ヲ異ニセリ然ルニ國會ノ議論輿論ノ向フ所ニ背反スルヲ「ホーヘポリツアイ」高等警察ノ報告ニ由リテ宰相「ビスマルク」氏能ク之ヲ兼知セリ是等ノ場合ニ当テハ高等警察官ニ於テ能ク國民ノ意想ヲ偵察シ輿論ノアル処ヲ君主ニ報告スルハ所謂憲法上ノ責任ニアラスシテ德義上ノ最モ重要ナル責任ナルヲ以テナリ

又目下独逸國ニ於テハ外交事務ノ漸ク繁ヲ加ヘ在来ノ官吏而已ニテハ負擔スヘカラサルニ至リタルヲ以テ宰相ノ官房ニ一人ノ外交事務ヲ負擔スルモノヲ置カンヲ欲シ之ニ要スル

費用ノ議案ヲ國會ニ付シタルニ其金額ヲ出ス「能ハストナシ之ヲ否決シタリ然ルニ人民ハ國會ノ決議ヲ不當トシ書ヲ宰相「ビス」氏ニ送リ右ノ費用ヲ献金セント云ヒ或ハ一人以テ之ヲ負擔セント云フモノアルナリ

君主ノ為メニ政治ヲナシ其責ニ任スルモノハ各省大臣ナル「前ニ述ヘタルカ如シ此大臣ニシテ已レカ負擔スル処ノ主務ニ付一ツノ議案ヲ起草シテ之ヲ國會ニ付セントスルトキハ先ツ之ヲ參議院ノ會議ニ付シ各省大臣ノ意見ヲ質シ

而シテ「スタールツラート」皇帝ノ顧問官ニ呈出シ此「ラート」ニ於テ之レカ調査ヲ為スモノトス故ニ此「ラート」ナルモノハ立法上最モ緊要ナルモノニシテ君主ノ為メニ談議案ヲ調査シ果シテ時勢ニ適シ國是ニ協フモノナルヤ否ヲ考定シ意見ヲ君主ニ奏上スルモノナルヲ以テ是亦人心ノ向背如何ヲ豫知セサルヘカラサルモノナリ故ニ内ニアツテ君主ノ顧問タルモノハ「スタールツラート」ニシテ外ニ在テ君主ノ耳目タルモノハ「ホーヘポリツアイ」即高等警察官ナリト云ハサルヘ

カラサルナリ

各省大臣ハ各々其負擔スル処ノ主務アルカ故ニ外務ハ外務ノ事ヲ主張シ大蔵ハ大蔵ノ事ヲ主張シ陸海軍ハ亦タ其事ヲ主張シ各個ニ其負擔スル処ノ主務ニ付意見ヲ呈出スルモノナルカ故ニ或ハ其全局即一國ノ全体ニ係ル安寧幸福ヲ謀ル点ニ於テ偏倚スル所ナキヲ保タス故ニ高等警察官ハ独リ憲法外ニ立テ自在ニ天下ノ大勢ヲ偵察シ其人情ヲ考ヘ國民ノ意想如何ヲ君主ニ奏上シテ以テ万機ヲ決裁スルノ資料ニ供セサルヘカラサルナリ日今朝鮮事件ニ付テモ國民ノ方向ヲ日本天皇陛下ニ報告スルハ高等警察官ノ任スヘキモノナルカ如キ是ナリ」

千八百七十年独逸國ニ於テ普漏生國カ仏國ト戦ヲ開クノ前ニ於テモ孛國ノ警察官ハ高等警察ノ責任ヲ以テ國情ヲ探偵シ輿論ノ在ル所ヲ偵察シ國民ハ仏國トノ開戦ヲ熱心セリトノヿヲ孛國王ニ報告シタルカ故ニ孛王ハ開戦ヲ布告シ遂ニ彼レカ如キ大勝利ヲ得タルモノト云フヘシ

又此ニ一例ヲ擧ケン大蔵大臣ニ於テ紙幣ヲ兌換セントヲ欲シ其議案ヲ起草シテ以テ参議院ノ會議ニ付シタルニ意見ヲ異ニスルモノアリテ議相合ハサル件或ハ同院ノ會議ニ於テハ異議アラサルモ「スターツラート」ニ於テ意見ヲ異ニスル件且ツハ「スターツラート」ニ於テ意議ナリシヲ君主ニ奉呈シ君主ノ承認ヲ得テ以テ國會ニ付シタルニ之レカ可決ヲ得サルヿアラン然ルニ此ノ國會ノ決議ニ於テモ前ニ述ヘタルカ如ク必ス時勢ニ適シ民心ニ協ヒ國是ニ利ノミアリテ害ナキヲ保タサルナリ故ニ右數ケノ場合ニ當テ君主ノ決裁ヲ要スルヿアラン然ルニ之ヲ決裁スルニ拠ル処ナカルヘカラス即高等警察官ハ「スタート」ノ危害ヲ豫防センカ為メ常ニ國民ノ意想ヲ洞察シ目下ノ財政ニ對シ人民ハ如何ナル意想ヲ抱クナルヤ人民ノ輿論ハ此財政ニ對シ如何ナル点ニアルヤヲ洞察シ之ヲ君主ニ奏上シ置カサルヘカラサルナリ

高等警察官ニ於テ國民ノ意想ヲ觀察スルニ於テハ其方法少ナカラストイヘトモ紀計表及ヒ新

国立国会図書館 伊藤博文関係文書(その1)書類の部 234-2

聞紙ヲ調査セサルヘカラサルナリ統計表ハ全國百般ノ事ヲ紀記スルモノナルヲ以テ百事ノ大体ヲ知ルノ要具ナリトスル而シテ新聞紙ハ人民ノ意想ヲ表スルモノニシテ是亦高等警察上調査セサルヘカラサルモノナリ又一州一縣一郡一町村土地風俗人情ヲ異ニスル処アリ士農工商僧侶ニ於テモ各其地位ノ異ナルニ從ヒ風俗人情意想ヲ異ニスルモノナルヲ以テ之ヲ洞察スルハ紀計表及新聞紙ニ依ルヲ以テ最モ便利トス例ヘハ此ニ政党上ノ新聞紙五種アラン

此各種ノ新聞紙ヲ発賣スルノ数ヲ知リ之ヲ購読スル人ノ種類ヲ見ルモ紀計表ニヨラサルヘカラサルナリ

前ニ述ヘタルカ如ク「ホーヘポリツアイ」高等警察ハ或ハ之ヲ「スターツポリツアイト」云フ國民ハ能ク憲法ヲ遵奉スルヤ否國民ハ此憲法ニ對シ如何ナル意想ヲ抱クナルヤ國民ハ此憲法ヲ犯スノ逆意アルモノアラサルヤヲ偵察シ憲法ヲ保護シ建國ノ基礎ヲ鞏固ニスルコトヲ以テ主義トスルモノナリ

憲法上ノ犯罪即國ノ秩序ヲ紊乱シ反逆ヲ企テントスルモノ及ヒ君主ヲ凌辱殺害セントスルモノヲ未然ニ偵察シ以テ其逆意ヲ遂ケサラシムルヲ以テ目的トス而シテ國民ハ何故ニ如此キ逆意ヲ生シ國憲ヲ犯サントスルニ至リタルヤ其由テ起ル処ノ意想ヲ看破シ之ヲ君主ニ奏上スルハ「ホーヘポリツアイ」官ノ最モ主眼トスヘキ要点ナリト云フヘシ

新聞紙及ヒ演説ナルモノハ大ニ人民ノ感覚ヲ左右スルノ力アルモノナリ故ニ此新聞紙及ヒ演説ヲ以テ國安ヲ害セントト欲シ人心ヲ煽動スルヤハ其害ノ及フ処少ナカラサルナリ故ニ高等警察官ハ新聞紙及ヒ演説ニ深ク注意セサルヘカラサルナリ

抑々「プロルファツスンゲ」憲法ナルモノハ國ノ基礎法ニシテ君主之ヲ改正セントト欲スルモ一人以テ之ヲ為スヿヲ得ス且ツ之ヲ容易ニ改正スヘキモノニアラサルナリ而シテ一ケ人ナルモノハ漫リニ憲法ヲ非難スルヿヲ得サルモノニシテ之ヲ論議スルハ上下議院ニ限ルモノトス高

警視廳

等警察官ハ深ク此意味ヲ翫味シ新聞紙及ヒ演
説等ニ注意セサルヘカラサルナリ而シテ警察
上最モ要点トスル処ハ未萌ノ事ト既発ノ事ト
ニ論ナク総テ事ノ原因ヲ看破シ以テ君主ニ奏
上スルニ在リ例ヘハ仏國ニ於テ「ボナパルト」家党
ト共和党ト両立シ此両党ノ軋轢止ム時ナリ為
メニ仏ノ国体ハ殆ント寧日ナキカ如クナルヿ
ハ普ク世人ノ知ル所ナリ高等警察官ハ此軋轢
寧日ナキノ原素ハ何レニ在ルカヲ看破シテ以
テ君主ニ奏上スルカ如キ是ナリ

又茲ニ一例ヲ挙ケン多数ノ人民嘯集シテ一揆
ヲ起サハ警察長ハ部下ノ執行官ニ命シテ以テ
之レカ鎮定ニ尽力スルナラン之ヲ「エクセクチオン
ポリツアイ」又ハ「フオールチーフンダポリツアイ」即執行
警察ト云フ
此時ニ當テヤ警察長ハ其一揆暴動ノ起リタル
原因ハ何レニ在ルヤヲ偵察スルヿヲ勉メサル
ヘカラス之レ警察長ノ本務トス執行警察官ヲ
シテ能ク其暴動ヲ鎮定セシメタリトテ警察ノ
責任尽セリト云フヘキモノニアラサルナリ如

何トナレハ警察ノ主義トスル処ハ常ニ国民ノ意想如何ント其動静ヲ偵察シ禍害ヲ未タ起ラサルニ豫防スルヿヲ本旨トスルモノナレハナリ

一揆暴動ノ起ル処仮令ヘハ農民等家計ノ困難ヲ生シ焦眉ノ急ヲ救ハンカ為メ高利ノ金ヲ借入タルニ後日ニ到リ高利ノ拂フヘカラサルヲ感シ以テ債主ニ利息ノ減額ヲ請求シタルニ債主ハ之ヲ諾セス又タ裁判所ニ出訴シタルモ利息制限ノ法律アラサルカ故ニ判官之ヲ如何トモスル能ハス於是農民等ハ暴挙ニ及ヒタルモノトセンカ此暴挙ハ農民等ノ家計困難ニ起因シタルモノナリトイヘ氏其犯罪ハ憲法上ノ犯罪ナリト知ルヘシ然ルニ警察長ハ此農民等ノ家計困難ノ由テ生スル原因ハ何レニ在ルカヲ洞察シ而シテ此暴挙ニ及ヒタルハ利息制限ノ法律ナキノ欠点ニアルニアラサルヤヲ思考シ以テ君主ニ報告セサルヘカラサルナリ然ルニ若シ此暴挙ニシテ一般ニアラス一郡或ハ一町村ニ限ルトキハ其原因ヲ異ニスル処アルヲ以テ

警視廳

国立国会図書館 伊藤博文関係文書(その1)書類の部 234-2

亦タ其由テ起ル所ヲ洞察セサルヘカラサルモノトス

高等警察上ニ於テハ國家百般ノ事ヲ偵察シ其由テ起ル原因ヲ識了スルヲ最モ緊要トストイヘ氏唯之ヲ識了シテ以テ君主ニ奏上スルニ止ル然ル後ノ方畧ハ高等警察官ノ與ル処ニアラサルナリ

警察長ノ有スル職務ヲ其專務ニヨツテ分ケタルモノヲ「ビユロー」掛ト云フ其數ハ專務ヲ要スル丈ケノ必要ニヨルモノトス然レモ之ヲ一般ニ云フトキハ少ナクモ二ツノ「ビユロー」掛ナカルヘカラス一ハ「ユヘントリシヒユーマイヌング」公ケノ意想ヲ知ルヿヲ掌ルモノニシテ其一ツハ「ヲツフユントリセマイヌング」及ヒ「タートツサーヘ」公ケノ事実ヲ掌ルモノトス而シテ公ケノ意想ヲ知ルヿヲ掌ル掛ハ則其危害ノ在ル処ヲ洞察スルノ掛ナルカ故ニ政事學ニ明カニシテ而シテ財務ノ事特ニ租税教育出版ノ事ヲ識了セシモノナラサルヘカラス就中出板物ハ百端ノ意想ヲ洞察スルノ必要具ニシテ警察上此掛ヲ以テ最モ重要ナ

警視廳

ルモノトスル而シテ警察長ハ此掛長ノ報告ニ由テ判断スル処アルモノナリ第二ノ掛ハ之ヲ「ジッシエル ハイツ」安寧掛ト称シテ可ナリ其職務ハ既ニ顕ハレタル処ノ危害ノ事実ニ関スルモノナリ故ニカヲ要スル件ハ其力ヲ用ルノ手段ヲ為サヽルヘカラス此場合ニ於テハ警察長ハ相當ノ方法ヲ定メテ内務大臣ニ伸報シ命ヲ待ツテ後執行スルヿモアラン

第一第二ノ掛長ハ如何ナル人物ヲ用ルヲ緊要トスルカ第一ノ掛長即一切ノ出版物及ヒ新聞紙其他政事上ニ関スル文書ヲ検閲スルモノハ「スタートツマン」政事家ノ意見ヲ備ヘタルモノニシテ最モ材識アル人ヲ用ヰサルヘカラス而シテ第二ノ掛長ハ方正忠直ノ人物ヲ以テスヘシ是レ首府ノ警察組織中ノ要点ナリ

州高等警察ノ組織モホヽタ首府ト同一ナラサルヘカラス故ニ州長ノ傍ラニ一人ノ高等警察長ナカルヘカラサルナリ其地位ハ恰モ首府警察長ノ内務大臣ニ於ケルカ如ク一二等下級ニ置キ而シテ他ニ執行上ノ掛ヲ要セス唯公ケノ意

警視廳

想ヲ知ルヲ以テ警察長ノ職務ナリトセサルヘカラス故ニ執行上ニ関スル報告ハ之ヲ州長ニ為シ而シテ一般ノ有様ハ首府ノ警察長ニ報告セサルヘカラス右ノ如ク執行ニ係ル事務ニ付テハ州長ニ属ストイヘ𪜈然レ𪜈秘密探偵工等ニ関スル事務ハ一人以テ之ヲ有セサルヘカラス故ニ秘密警察官ハ直接ニ警察長ニ属スルモノナラサルヘカラス

第二「エクセクチーフポリツアイ」執行警察

執行警察ハ士官ト巡査ヲ要ス其他急遽ノ場合ニ當テ人ヲ要スルトキハ人民ノ希望者ヲ撰ミ法律ト上官ノ命令ヲ遵奉スルノ誓ヲナサシメ以テ其執行ニ任スルノ法アリ之レ英國ニ用ヰル処ノ法ナリ其他憲兵ナルモノアリ之レ軍人ニシテ大佐ノ指揮ニ属スルモノトス仏國、普國、墺國、伊國、ノ如キ旧時ヨリ此兵ノ設ケアリシ憲兵ノ性質ヲ一般ニ云フトキハ公力ノ補助官ナリト云フヘシ故ニ執行警察官ノアラサル処ニ於テハ平常巡回ヲ為スト雖トイヘ𪜈都府ニ在テハ

唯其兵営ニ在ル迄ナリ而シテ警察官ノ請求アリタルトキハ之レニ應スルモノニシテ臨時ノ用ニ備ヘタルモノナリト云ハサルヘカラサルナリ故ニ警察長ハ臨時之ヲ指揮スルノ權ヲ有セサルヘカラス

右ノ外尚執行警察官ノ助ケヲ為スモノアリ陸軍兵卒是ナリ然ルニ此軍人ハ憲兵ノ如ク警察官ニ於テ直ニ之ヲ使用スルヿヲ得サルモノニシテ警察ノ力及ハサル場合ニ當リ其長官ニ請求シテ執行ニ仕スルモノナリ其順序ヲ述フレハ左ノ如シ第一警察長若クハ内務大臣ノ請求ニヨリ司令長官ハ一般ノ兵卒ヲシテ兵營ニ在ルヘキ命令ヲナスヿ第二警察官ノ請求ニ由テ其兵卒ヲ要所ニ配置スルヿ是ナリ

前年紀ヲテハ一度警察官ノ請求アルニ於テハ軍人ノ方寸ヲ以テ武器ヲ使用シ鎮壓ニ尽力シタルモノナリシカ本年紀ニ至リ武器使用法ノ嚴則ヲ設ケタリ今其一般ヲ述フレハ軍隊ノ出ルヿハ地方行政長官徽章アル服ヲ着用シテ出張シ太鼓ヲ鳴ラシテ他ニ良民ヲ避ケシム如此

スルヿ三度ニ及ンテ始メテ指令官ノ方寸ヲ以テ暴徒鎮壓ニ尽力スルニ在ルナリ

第三　「フロルワルツグスポリツアイ」行政警察

第二　警察ノ「システーム」順序

高等警察ノ「フンクチオン」職務

高等警察ノ「フンクチオン」職務ハ「スタート」国一般ノ事ニ着目シ危害ノ生センドスルモノヲ洞察スルニ在レハ其之ヲ知悉シテ事ヲ為サス而シテ毫モ他人ヲシテ識ル処ナカラシメ以テ内務大臣若クハ国王ニ報告セサルヘカラサル也

蓋予カ所謂知悉スヘシトハ「スタート」万般ノ事ニアラスシテ重ニ国ノ安寧ニ危害アランヿノ恐アル事物ヲ云フニ在リ故ニ自ラ「スタート」万般ノ事ニ着目セサルヘカラサルナリ、

夫レ人民ノ生活中其一般若クハ幾部ノ企望相集テ外ニ顕ルヽモノアリ之ヲ輿論ト云フ此輿論ヲ識別スルハ経験ヨリ寧ロ知識材力ヲ要スルニアリ何トナレハ其輿論ナルモノ果シテ真正ナルカ若クハ党派ノ為メ又ハ利益ノ為メニスルニハアラサルヤ否ノ三点ヲ明ニ分析セサル

ヘカラサルヲ以テナリ蓋真正ナル輿論ハ常ニ世上ニ見ルモノニアラス或ルトキハ其形輿論ニシテ其實ハ一種ノ党論ナルアリ又或ルトキハ党派ノ為メ利益ノ為メニスルモノ輿論ニ形ヲ見ハスアリ而シテ其輿論ノ外ニ見ルヽ処ハ小ニシテ危害ノ大ナルモノアリ其見ハルヽ処大ニシテ其危害ノ小ナルアリ故ニ高等警察官ハ以上ノ三点ヲ洞察スルヲ以テ緊要トス慮ラサルヘカラサルナリ

党派ノ企望ハ之ヲ一般ニ云フトキハ現政府ノ企図スル処ニ反シテ新ナル方法ヲ望ムモノナリ利益ヲ望ムモノハ多クハ旧法ヲ維持保守スルヿヲ是レ事トスルモノナリ而シテ党派ハ一ツノ主義ヲ有スルモ利益者ハ起業ヲ目的トナス故ニ党派ノ區域ハ全国ニ渉ツテ其危害ハ利益者ノ危害ヨリモ大ナリト云フヘシ而シテ利益者ハ其部分ニ限ルモノナリ

党派ノ主義ハ憲法ニ向テ事ヲナスニアリ利益者ノ目的ハ政府ニ向テ其道ヲ求ムルニ外ナラス党派ニ党員アリ利益ニ利益者アリ故ニ其輿

警視廳
国立国会図書館 伊藤博文関係文書(その1)書類の部 234-2

論タル或ル件ハ真正純粋ニアラスシテ党論ナラサレハ利益者ノ企望ニ過キサルナリ

然レトモ輿論ハ其性頗危害アルモノニアラス其輿論ノ為メニ人民結合スルニ及ンテ始メテ危害ヲ生スルモノナリ而シテ党派ニ憲法上ノ党派ト京教上ノ党派アリ高等警察官ハ最モ憲法上ノ党派即政党ノ事ヲ了知シ其党派ノ明細図ヲ脳中ニ収メ以テ方向ヲ定メサルヘカラサルナリ之ヲ細言スレハ常ニ党派ノ情況ヲ察シ其勢力ノ如何ヲ明カニシ以テ其主義ヲ識了シ置キ而シテ危害ノ将ニ起ラントスルニ當テヤ其原因ヲ探知索求シテ之レカ報告ヲナサヽルヘカラス其明察ヲ下スニ於テ最モ注意ヲ要スルモノハ出板集會及ヒ結社ニ之レ由ルモノトス」

凡ソ一切ノ出板物ヲ調査スルハ「イエフントリツシヒエーマイヌング」即公ケノ意想ヲ知ルヿヲ掌ル掛ニシテ既ニ上ニ陳ヘタルカ如シ而シテ其掛ニ於テ最モ知得セサルヘカラサル要点ハ新聞紙ノ「ガイスト」精神ト其「カルチクル」社説ヲ分別スルヿ是ナリ

警視廳

国立国会図書館 伊藤博文関係文書(その1)書類の部 234-2

論者或ハ云ハン社説ハ則新聞紙ノ精神ナリ他ニ其精神ナルモノアラサルヘシ是レ皮想ノ見ノミ何トナレハ日々紙面ニ顯ハルヽ処ノ論説タル時ニ由リ勢ニ乗シテ變更ナキモノニアラサレハナリ故ニ之ヲ以テ直ニ新聞紙ノ精神ナリトナスハ誤ナレト云フヿヲ得ス幾多ノ日月極リナキノ社説自ラ其間ニ主義ノ見ハルヽモノアリ是レ則其新聞紙ノ精神ナリ其精神ニシテ政府ノ主義ニ反對センカ其危害少々ニアラス故ニ政府ハ其精神ヲ破却排斥セサルヘカラス則新聞紙ノ発行ヲ禁スルヿ是ナリ然ルニ其社説ノ或ルモノ唯當時政府ノ施政上ニ妨害アルノミニシテ其危害前者ノ如ク大ナラサルモノハ其危害アル処ノ一号ノミ発賣ヲ禁シテ可ナラン

以上ハ唯々新聞紙ノ精神ヲ知ルノ一事ニシテ敢テ困難ヲ見サルナリ然レモ一タヒ其危害アルヲ知ルニ及ンテヤ之ヲ処置スル如何ヲ顧ミルノ点ハ甚タ困難ナリト云ハサルヘカラス何トナレハ出版権ト警察権トノ二大権利両立シ

テ相對スルヲ以テナリ今此ニ出版上ニ関スル法律ノ主義ヲ述ヘンニ出版物ナルモノハ危害ヲ有スルモノトスルニアリ且ツ其危害ハ憲法及善良ナル風俗又ハ一ケ人ニ向フモノナリ故ニ其危害アルヤ否ヲ見ルハ先ツ党派ノ精神ヲ洞察シ而シテ利益ハ其物トシテ危害ナキモノトセサルヘカラス

抑々出版自由ト称スルモノハ各党派及ヒ各利益ヲ謀ルモノ已レノ企望ヲ自由ニ云ヒ顕スト云フニ在リ故ニ徒ラニ其党派ニ反對スル処分ヲ政府ニ請求スル時ハ則政府ヲシテ一ツノ党派トナサントスルモノニシテ決シテ為スヘカラサルヿナリトス然ラハ之ヲ如何セン曰ク其党派ニ危害アルヿヲ確認シ而シテ之レヲ豫防シ之ヲ除却スルヿヲ求ムル是ナリ之ヲ再言スレハ警察ハ其党派ニ関係アルモノニアラスシテ其危害ニ向テ為ス処アルモノナリ故ニ党派アルモ危害アルニアラサレハ警察権ノ関スル処ニアラス然リ而シテ党派ニ関係ナキ新聞紙ニシテ政府ニ抗抵スルヿアリトイヘモ亦タ警

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 234-2

察権ノ典ル処ニアラス其抗抵ニ危害アルニ至テ其処分法ヲ尽サヽルヘカラサルハ猶党派ニ危害アルトキノ如シ

予ノ意見ヲ以テスレハ裁判所ノ判決ニ対スル抵抗ハ「レヒトオルドヌン少」権利ノ秩序ヲ乱シタルモノニシテ「スタート」ニ対スル危害ナリト云フヘシ然レモ其法律ニ対シ道理アル抗抵ノ論説ハ之ヲ不當トシテ危害アリトスルヿヲ得サルナリ之レニ反シ例ヘ其抗抵ノ道理アルニモセヨ政府ノ資格及ヒ威厳ニ関スルモノハ危害ナリト云ハサルヘカラス如何トナレハ現政府ハ資格及ヒ威厳ナキモノナリト云フトキハ之ヲ轉覆セサルヘカラスト云フノ方便ナルヲ以テナリ之レ出板法律ノ原則ナリ

故ニ政府ノ資格及ヒ威厳ニ反対スル社説其新聞紙ノ精神ナルトキハ断然之ヲ禁止スヘシ然ルニ其発行ヲ禁止スルノ権ハ警察権ヲ以テスルカ将タ裁判権ヲ以テスルカノ問題ヲ生スルナラン予ノ意見ヲ以テスレハ禁止ノ権ハ必ス警察権ナラサルヘカラス

警視廳

然ルニ出版者ハ又其禁止ニ對シ不服ノ訴ヲ為スノ権ヲ有セサルヘカラス此場合ニ於テハ裁判官ハ警察官ノ処分ヲ不當トシテ取消スヿヲ得ヘシ故ニ其裁判ハ高等行政裁判所ニ於テセサルヘカラスシテ其裁判ノ精神ハ警察官ノ認定スルカ如ク真ニ危害アルヤ否ヲ裁判スルニアリ

又其新聞紙ナルモノ條例ヲ犯シ直接ニ危害ヲ與ヘタル件ハ其発行ヲ禁止スルノ外尚其責任者ヲ罰セサルヘカラス此場合ニ於テハ警察官ハ其事件ヲ検事ニ交付スルニアリ而シテ其刑ハ素ヨリ條例ニ由ルヘキモノニシテ其目ハ被告人ヲ禁獄ニ処シ出版ノ発行ヲ禁止シ及ヒ保証金ヲ没収スル是ナリ蓋禁獄ハ其人ヲ発行禁止ハ其新聞紙ノ精神ヲ保証金ノ没収ハ其資本ヲ罰スルノ意ナリ而シテ今其出版責罰ヲ大別シテ二ツトナス其一政府若クハ公ナノ安寧ニ反對抵抗シタルモノ其二政府若クハ國王又ハ一ケ人ヲ誹議譏謗シタルモノ是ナリ

集會結社ニ對スル高等警察

警視廳
国立国会図書館 伊藤博文関係文書(その1)書類の部 234-2

抑々結社ナルモノハ数人相集テ一ツノ企望ヲ有シ之ヲ執行スルモノヲ云フ其結社ニ三種アリ政事上ノ結社経済上ノ結社社會上ノ結社是ナリ結社ニ適用スル法律ノ主義ハ其社則ト人名ヲ政府ニ届出サシムルニアリ而シテ経済上ノ結社ハ商務省ニ他ハ之ヲ内務省ノ機関ニ届出サルヘカラス蓋経済上ノ結社ハ警察上関係ヲ有セサルモ他ノ結社ハ警察上ノ関係ヲ有スルヲ以テ之ヲ内務ノ機関ニ届出シムル所以ナリ而シテ政府ハ其社則ヲ認可シ又或ル時ハ之ヲ認可セサルヿヲ得ヘシ其認可ヲ與ヘタル時ハ集會ノ時日及ヒ其業務ヲ届出サシメ而シテ警察官之レニ臨席スルモノトス勿論會議ニ臨席シタリトテ投票權ヲ有シ議論ヲナスヿヲ得サルハ言ヲ俟タス唯其會議ニ危害アリト認メタル片之ヲ解散スルノ權ヲ有スルモノナリ高等警察上結社ニ對スル職務ハ其社ノ目的ナルモノ「スタート」ニ危害ナキヤ否ヲ監督スルニアリ而シテ危害ナシト認メタル片ハ又目的外ノ事ヲ為スニハアラサルヤ否ヲ常ニ監督セサ

警視廳

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 234-2

ルヘカラス然ルニ論者曰ク政事上ノ結社ハ危害ヲ有スルモノナルカ故ニ警察上之ヲ監督スルハ則其結社ヲ消滅セシムルノ目的ナリト之レ誤謬ノ甚シキ説ナリ如何トナレハ理論上ヨリ之ヲ述フルキハ政事上及ヒ社會上ノ結社ハ其之レカ危害ナシト認タルトキハ之ヲ発達セシムルニ如カスト云フ精神ニシテ其監督セサルヘカラサル所以ノモノハ唯其働キ上ニ危害ヲ起サヽラシメンカタメナレハナリ又実際上ヨリ之ヲ論スルニ如何ニ警察ノ力ヲ用ヰテ之ヲ

成立タシメサラント欲スルモ能ハサルモノアリ如何トナレハ其結果ハ却テ秘密ノ結社ヲ設クルカ如キ弊害ヲ来タスヿアルカ故ニ寧ロ公ケニ許シテ其監督ヲナスニ如カサルヲ以テナリ且夫レ結社ナルモノハ其社員中社會ノ有力者往々ニシテ之ニ加フルモノナレハ政府ニ於テ不法ノ所置ヲナサシメス又人民ノ代表ヲ妨クヘカラスト云フノ感覺ヲ有シ以テ其社員ノ人物ヲ知得スルヲ緊要ノヿナリトス而シテ政事上ノ結社ハ其枝社ノ有無ヲ調査セサルヘカ

警視廳
国立国会図書館 伊藤博文関係文書(その1)書類の部 234-2

ラス何トナレハ枝社ヲ有スル結社ハ自カラ其勢力強盛ナルカ故ニ之ヨリ生スル処ノ危害モ亦タ大ナレハナリ故ニ歐州各國ハ枝社ヲ設クルヿヲ禁止セリ但シ枝社タルヤ否ヲ知ルハ本社ノ命ニ由テ運動スルモノト然ラサルモノトヲ鑑別スルニアリ

今若シ政事上ノ結社ヲ解散シタルトキハ其社ノ財産ハ如何ンカ処分スヘキヤノ問題ヲ生スルナラン然ルニ政事上ノ結社ハ多クハ他ニ財産ヲ有セサルモノニシテ其社ニ備ル処ノ書籍ニ外ナラサルカ如キモノナリ予ノ意見ヲ以テスレハ政府ノ命令ニ由テ解散シタルモノハ其財産ヲ没収シ國庫ニ納メスシテ教育費ニ充ツルヲ以テ至當トス

秘密ノ結社ハ他ニ其目的ヲ知ラシメスシテ事ヲ謀ラントスルモノナリ故ニ法律ニ違反シタルヿヲ為サントスルモノハ瞭然タリ然ラハ警察上直ニ之ヲ禁シテ可ナリ歐州ニ行ハル、秘密結社ノ社員タルモノハ社長ノ命令ハ法律ニ背クトイヘヒ之レヲ行フヘシト誓ハシムルモ

ノナリ是レ則危害ノ根元トナルモノニシテ又タ「ダート」ノ為メ尤モ悪ムヘキモノナリ故ニ其罪重軽罪ニ當ルモノトス今之ヲ分ツテ二ツトス第一既ニ其社員トナリタル罪第二其社ノ目的トシタル処ノ罪是ナリ故ニ秘密ノ結社ハ如何ナル善良ノモノト雖モ罰セサルヘカラサルナリ欧州ニ於テハ此秘密結社ナルモノ各國氣脈ヲ通シテ事ヲ為サントスルカ故ニ各國同盟ヲナシ其取締ヲ厳ニスルナリ

一個人モ亦タ或ル件ハ國ノ安寧ニ反對スルモノナルカ故ニ秘密警察ヲシテ注意セシメサルヘカラサルハ論ヲ俟タサルナリ故ニ危害アルモノヲ認メタル件ハ執行警察官ヲシテ其危害ヲ防カシムヘシ其方法三ツアリ曰ク本人ヲ捕縛スル一曰ク家宅ヲ捜索スル一曰ク書状ヲ押収スル一是レナリ然ルニ此事タル人民ノ權利ニ関スル容易ノ件ニアラス加フルニ警察ノ職權ヲ以テ為スヘキ場合ハ裁判權ヲ以テスル場合ト異ナリ必其証拠ヲ得タル後ニ着手スルニアラサルカ故ニ其困難最モ甚シトス人民ニ於

テ警察権ヲ濫用スルト喋々スルハ多少ハ此処置ニ因原ス

右ノ場合ニ用ル警察権ヲ称シテ人民ノ自由権ニ對スル警察権ト云フヘシ何トナレハ人身ヲ羈絆シ家宅ニ侵入シ書類ヲ押収スルヲ以テナリ慎フサルヘカラサルナリ旧時君主専制ノ時代ハ此執行権ニ制限ナカリシトイヘトモ現今ニ至テハ法律上其場合ヲ定メタリ然レトモ危害ヲ消滅セントシテ警察権ヲ活動スルハ素ト微妙ノ間ニ在ルモノナレハ法律上之ヲ定ムルヿヲ

得ス故ニ微妙ノ間ニ行フ所ノ活動ハ之ヲ警察官ノ方寸ニ任スルヿトシタルナリ

憲法ヲ制定スルニ及ンテ警察権ノ制限ナキモノニ對シ人ヲ捕縛スル場合ト信書ハ犯スヘカラス家宅ハ侵スヘカラスト云フ法律ヲ制定シタリ此三大主義ノ法律ハ其三大権利ニ立入ラシメサルノ精神ニアラスシテ唯其場合ヲ規則立テ以テ執行警察ハ裁判所ノ機関トシテ其務ヲ行フモノトシタルモノナリ然レトモ上陳ノ如「スタート」ノ危害ニ向テ警察権ヲ活動スル場合

ハ法律上之ヲ規定スルヿヲ得サルナリ

之ヨリ家宅侵入ノヿヲ述ヘン英國ノ諺ニ曰リ

我カ家ハ城ナリト之レ敢テ意味アルニアラス

私権上ニ於テハ家宅ニ侵入スルヿヲ得スト云

フノ義ニ過キスシテ刑事上ニ於テハ不可ナレ

ト云フニアリ然ルニ欧州大陸ニアッテハ家宅

ニ侵入スル片ハ法律ノ名ヲ以テスルヿニ定メ

タリ故ニ執行警察官ニ於テ家宅ニ侵入スル片

ハ其身分ヲ証スルモノナカルヘカラス而シテ

其捜索ヲ為サントスル片ニノ場合アリ第一警

察官犯罪アルヿヲ知リタルモ危急ノ場合ニア

ラサレハ裁判官ノ判決ヲ要セサルヘカラス裁

判官ノ判決ニ由テ為スモノハ則其身分ヲ証ス

ルニ足ルモノニシテ其要証拠物ヲ集収スルニ

在リ故ニ何等ノ物品ニ関セス現在ノ有様ヲ封

印シ而シテ書類ノ如キハ之ヲ開緘スルヿヲ得

サルナリ第二其危急ノ場合ニ臨ンテ裁判所ノ

判決ヲ俟タス警察官独立シテ捜索ヲ為スヿハ

自カラ責任ヲ負フヘシ故ニ其捜索上ノ措置ハ

如何トモ為スヿヲ得ヘキナリ又タ現在ノ危害

ノ為メニ救助ヲ乞フカ如キ場合ニ當テハ警察官ニ其責任アル而已ナラス之レニ應セサルヘカラサル義務アルモノトス又タ犯罪ヲ行ハントスル場合ニ於テハ力ヲ用ヰテ之ヲ防カサルヘカラサルハ論ヲ俟タサルナリ而シテ警察官ニ於テ認メタル事件ハ一切之ヲ手記セサルヘカラス蓋シ其手記シタル事柄ハ總テ權利ヲ有スルモノナルヤ否ノ問題ハ後ニ至テ之ヲ述ヘン

他人ノ秘密文章ハ郵便局之ヲ開緘スルヿヲ得スト云フノ仮リ定メナリ然レモ裁判上之ヲ開緘スルハ法律ノ許ス処ナリ而シテ警察上之ヲ開緘スルヿモ亦タ此主義ニ由ルモノトス故ニ警察官或ル文章ニ危害アリト認メ之ヲ押收セントスルヿハ裁判官ニ其事情ヲ陳述シテ其文章ヲ押收スヘキ命令書ヲ請求シ以テ之ヲ郵便局長ニ示スモノナリ而シテ之ヲ開緘スルハ實ニ重要ノ事ナルカ故ニ警察官ハ裁判官ト立合ノ上之ヲ開クモノトス然ルニ其文章果シテ犯罪ノ証拠トナルヘキモノナレハ之ヲ裁判所ニ

領置ストイヘモ若シ然ラスシテ唯危害アリト
認ムル而已ナルトキハ其開緘シタル理由ヲ示シ
之ヲ本人ニ還付セサルヘカラス但其危害アリ
ト認メタル点ハ警察上秘密ノ視察ヲ為サヽル
ヘカラサルハ亦タ言ヲ俟タサルナリ

人ヲ捕縛スルニ裁判官ノ命令ニ依ルモノト警察
官自ラ捕縛スルモノトノ二ツノ場合アリ其裁
判官ノ命令ニヨルモノハ何レノ場所ニ関セス
仮令一ケ人ノ家宅ニ於テモ之ヲ捕縛スルヲ得
ヘシトイヘモ其裁判官ノ命令ヲ不俟警察官ノ意

見ヲ以テ捕縛スルモノハ公ケノ場所ニ於テス
ルニアラサレハナシ能ハサルナリ

第一ノ場合ハ裁判官ノ命令ヲ執行スルモノニ
シテ第二ノ場合ハ則チ高等警察上ノ命令ニ依
テ為スヿアリ又或ハ執行警察官独立シテ為ス
モノアリ而シテ其捕縛シタルモノヲ拘留スル
ハ犯罪ノ証拠ヲ失フ恐レアルトキ又ハ更ニ罪ヲ
犯スノ慮アル場合ニ限ル但酔狂人ノ如キ拘留
スルニアラサレハ其結果ヲ来タサヽルモノハ
別ナリトス

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 234-2

此ニ執行警察ノ事ニ付一言スヘキアリ抑々執行ノ意義ハ之ヲ分析スルニ二ノ區別アリ一ツハ執行上ノ命令ヲ発スル事ニシテ一ツハ其命令ヲ實際ニ執行スル事是ナリ然ルニ一般ニ執行警察ト云フ片ハ區別ヲ為サストイヘ𪜈其実上陳ノ區別アツテ權利ノ異ナルモノナリ執行官一個人ニ向テ為ス処ノ働キハ其場合ニヨリ宜キヲ異ニスルモノナルカ故ニ一定ノ命令ヲ下ス事能ハス然ルニ人民ニ直接スル官吏ニシテ厳格ニ失スルカ如キ命令ヲ下スヿハ啻

警視廳

ニ警察ヲ怨悪スル而已ナラス却テ其執行ニ抗抵シ犯罪ヲ醸スノ弊害ナキヲ免カレサル至ラン故ニ其長官タルモノハ宜ク注意セサルヘカラサルナリ

巡査ヲ紛轄スル処ノ士官ハ執行上緊要ナル地位ナルカ故ニ此士官ニ於テ實際ノ事情ヲ洞察シ宜ク指示スル処ナカルヘカラス故ニ士官ハ相當ノ人物ヲ撰ミ相當ノ俸給ヲ與ヘサルヘカラサルナリ隣國ニ於テハ往々大學校ヲ経タル モノヨリ之ヲ採用ス故ニ士官中「ドクトル」ノ學

警視廳

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 234-2

位ヲ有スルモノヲシトセス巡査ハ英國ヲ除ク
ノ外概ネ陸軍下士ヨリ採用スルナリ
執行警察官ハ軍人ノ組織ニスルヲ以テ善シト
ス之レ警察長ノ監督ヲ受ケテ警察ノ執行ヲ掌
ルモノナリ故ニ直接ノ危害ヲ除クニ當テハ一
ケ人ニ向テ命令ヲ下スノ権ヲ有セサルヘカラ
ス是レ第一ノ執行警察ナリ第二ノ執行警察ハ
他ノ行政官ノ命令ニ依テ執行スルモノニシテ
此命令モ亦タ常ニ一個人ニ向テ為スモノナリ
此場合ニ於テハ執行警察官ハ唯之ヲ補助スル

ニ止ルモノトス故ニ抗抵者アル片之レニ當ル
ニ過キサルナリ仮令ハ裁判所ノ執行人ニ於テ
命令ヲ執行スル場合之レニ抗抵シタル片始メ
テ執行警察官ニ於テ強迫ヲ以テ執行スルカ如
キ是レナリ然ルニ仏國普國等ニ於テハ執行警
察官ニ於テ行政警察ノ務ヲ行フアリ之レ全ク
行政官トシテ其務ヲ行フモノナリ仮令ハ非常
ノ場合ニ於テ旅券ヲ下付スルカ如キ行政警察
上ノ事務ニシテ之ヲ執行警察官ニ取扱ハシム
ルヿアルカ如キ是ナリ是ニ由テ之ヲ觀レハ執

国立国会図書館 伊藤博文関係文書(その1)書類の部 234-2

行警察ノ機関ヲ以テ行政警察ノ機関ヲ兼ネシ
ムル便宜ノ節倹法ニシテ行政警察上特別ノ専
門ヲ要スルモノヲ除リノ外執行警察官ニ委任
スルヿヲ得ヘシ是レ全ク執行警察官其人ニ人
物ヲ得タルヲ以テ行政警察上ノ事務ヲ委任シ
タルモノナリ

行政警察上ノ完全ナル達アルモ執行警察官ニ
其人ナキハ其達ハ実際水泡ニ属スルカ如キ
ヿナキヲ免カレサルナリ日本ノ警部ノ如キモ
唯命令ニ従テ職務ヲ尽スヘキモノニアラサル
ヲ以テ能ク将来ヲ推想シテ其教育法ヲ設ケサ
ルヘカラサルハ実ニ緊要ナルヿナラン

執行ヲ為スノ順序ニ三アリ第一如此ナスヘシ
ト脅迫スルヿ第二刑罰ヲ科シ或ハ本人ノ費用
ヲ以テ他人ヲシテ之ヲ為サシムルヿ第三腕力
即チ武器ヲ使用スルヿ是ナリ然リ而シテ武器
ヲ使用スルハ実ニ重事ナリ故ニ如何ナル場合
ヲ以テ之ヲ使用スルヤノ問題ヲ生スルナラン
之レヲ一般ニ答フルヿハ其武器ヲ使用スルニ
アラサレハ已レノ職務ヲ果ス能ハサル場合ニ

警視廳
国立国会図書館 伊藤博文関係文書(その1)書類の部 234-2

於テスヘシト云フノ外ナキナリ

第三　警察ノ「レヒト」権利

警察権ヲ述ルニ理論上之ヲ講スルハ易シトイヘモ其歴史上ヨリスルトキハ錯雑混合シテ困難ナキヲ免カレス之レ全ク歴史上警察ト行政事務ト相混合シタルヲ以テナリ蓋警察ノ権利ヲ知ラントト欲セハ其職務ヲ知ルヲ以テ足レリトス其職務トハ何ソ曰ク警察ハ「ジツセヱルハイツ」即安寧ノ官ニシテ社會ノ為メニ危害ヲ防クモノナリ而シテ其「ジツシヱルハイツ」安寧ナルモノハ何ソ曰ク危害ノ前ニ在ルモノニシテ警察ハ能ク其危害ヲ知リ又能ク之ヲ防クモノトス然ルニ其安寧ニ一般ノ安寧ト各部ノ安寧アリ一般ノ安寧トハ社會一般ノ安寧ニシテ警察ノ職務ハ則チ是ナリ而シテ其各部ノ安寧トハ行政各部ノ安寧ニシテ仮令ヘハ衛生、健康、鉄道、々路等其他万般ノ行政上安寧ヲ保護スルモノヲ云フナリ右ノ如ク行政権ト警察権トハ異ナリタルモノナルモ之ヲ混合シテ解スルモノ少ナシトナサス方今出版書籍ニ論シタルモノヲ見ルニ其

警視廳

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 234-2

趣意美ニシテ遂ニ警察ト行政トノ區別明ナラサルモノアリ是レ全ク歴史上然ラシムル所ノ結果ナラン故ニ予カ講述ヲ了解シ易カラシメンガ為メ是ヨリ以下「レヒト」権利ト「ゲセッツ」法律トノ意味ヲ説カン

抑々「レヒト」権利トハ人間相互ノ関係ヲ規則立テ其當ヲ得タルモノニシテ即其関係ヲ規則立タルモノ天然ニ協ヒタルキ之ヲ「ゲリヒト」ト云フナリ故ニ正シキヲ以テ已レノ性質トシ正シキヲ以テ其力ヲ生スルモノナリ而シテ「ポリツアイレヒト」警察権モ亦タ其正シキヲ得テ始メテ其威力ヲ有スルモノナリ蓋其警察権ハ其職務中ヨリ捜索スルニアラサレハ他ヨリ之ヲ探求スルヿヲ得サルナリ

警察ノ職務ハ前ニ述ヘタルカ如ク一般ノ安寧ナリ一般国民ノ安寧ニ関スル処ノ権利ナリ故ニ最モ正シキモノナラサルヘカラサルハ辯ヲ俟タサルナリ然リ而シテ其権利ナルモノハ警察ノ自然ヨリ起リタルモノニシテ警察ノ必要ヲ生シタルトキ正ニ現在スルモノナリ「スター

警視廳
警視廳

国立国会図書館 伊藤博文関係文書(その1)書類の部 234-2

ト」國ノ企望ヲ以テ此「ヒト」権利ヲ使用スルニ及ンデ「ゲルテンデスレヒト」即チ始メテ効力ヲ有スル権利若クハ「ポヂチーフスレヒト」人為法ト為ルナリ而シテ其未前ヲ「ナツール」レヒト」性法ト云フ然ルニ「ゲルテンデスレヒト」即人為法ノ實際ニ効力ヲ有スルモノハ人間ノ企望ヲ以テ設ケタルモノナルカ故ニ必ス完全無欠ナリト云フ能ハスシテ常ニ「ナツール」レヒト」性法ノ補助ヲ受クルモノナリ

「ナツール」即物ノ天然ヲ研究スル學問ヲ「ヒトヒロソヒー」ト云フ則法律理學ナリ「ゲルテンデスレヒト」ヲ研究スル學問ヲ「ユリスプルテン」ト云フ之レ則法律學ナリ

「ウイシエンシヤフト」學問ト「ケントニス」知得スルヿノ區別アリ「ケントニス」トハ或ル事柄ヲ唯其現在ノ侭ニ知ルヿヲ云ヒ「ウイシエンシヤフト」トハ其原因ニ溯リテ研究スルヿヲ云フナリ故ニ「ポヂチーフスレヒト」人為法ヲ知ルハ所謂「ケンネン」知ルニ過キス之ヲ「ウイツセン」學ト若クハ「ベグライフ」了解スルハ其原因ニ溯リテ「ナツール」レヒト」

即性法ヲ研究セサルヘカラサルナリ然ルニ「ツーリレヒト」ハ事実ニアラスシテ各人ノ思考ニ出テタルモノナルカ故ニ誤ナキヲ保タサルナリ

「ポリツアイ」警察上亦タ「ウイシレユンシヤフト」其原理ヲ研究スル學問アリ「ケントニス」唯其人為法ニ由テ現在ノ有様ヲ知ルニ止ルモノアリ「ポリツアイレヒト」ノ「ウイシレユンシヤフト」警察法ノ學問ハ高等警察官ニ必要ニシテ高等警察官ハ宜ク其性法ヲ研究シ原理ヲ明カニセサル可ラス之レニ反シテ執行警察官ハ「ポリツアイレヒト」警察権ノ「ポヂチーフスレヒト」人為法ヲ「ケンネン」知ルヲ以テ足レリトス

然ルニ「レヒト」法律ナルモノハ性法ト人為ノ成文法トヲ問ハス其間ニ疑訝ヲ生セサルヲ得サルモノナレハ従テ権利ノ争ヲ生スルヲ免カレサルナリ故ニ之ヲ判明スル処ノ「ユスチーツ」司法ナルモノ「スターツレーベン」國ノ生活ノ各部ニ之レナカルヘカラサルモノニシテ警察上ニモ亦タ必然ナルモノナリ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 234-2

如何ナル方法ヲ以テ「ナツールレヒト」性法ヲ人為法ト為スヤ曰ク人為法ハ「スタートツウイーレン」即國ノ企望ニ由テ之ヲ変更スルモノナリ故ニ勢ヒ「スタートツウイーレン」國ノ企望ナルモノハ何レニ在ルモノナルヤ否ヲ知ラサルヘカラス蓋シ其企望ヲ顯ハス処ノ「アオルム」形チハ種々ナルモ之ヲ大別シテ二ツトス曰ク「ゲゼッツ」法律曰ク「アルオルドヌング」布令是ナリ然ルニ大凡五十二年以前ノ欧羅巴ニ於テハ此區別アラサリシ如何トナレハ未タ憲法ヲ設ケスシテ君主専制ナルカ故ニ君主ノ企望ヲ以テ國ノ企望トシタルヲ以テナリ故ニ君主ヨリ出シタルモノハ或ハ法律ト云ヒ或ハ布達ト称セリ之ヲ「アプスリスムス」君主専制ト云フ右ノ如ク憲法制定前ニ在テハ警察上ノ法律ハ其実法律ニアラスシテ「アルオルドヌング」布令ナルヲ以テ其執行上責任ヲ有セス故ニ妥當ヲ欠クモノ往々ニシテ之レアリシ君主専制ノ國ハ独リ君主ノ意見ヲ以テ政事ヲ為スモノナルカ故ニ君主賢明ニシテ人民曚昧ナルトキハ或ハ國ノ幸福ナルモ苟クモ之レニ反

警視廳
警視廳
国立国会図書館 伊藤博文関係文書(その1)書類の部 234-2

對ナルキハ人民ノ不幸爲ヨリ甚シキハナシ而シテ政府人民ヨリ進歩シテ且ツ善良ナルモノヲ「アウフゲクレールデスポチスムス」ト称ス如此キハ君主ノ專斷ヲ以テ制定スル法律トイヘモ亦タ道理ニ背カサルナリ日本現在ノ有様ノ如キ蓋シ此類ナランカ然レモ亦タ其人為法當ヲ得タルモノニアラサルトテ責任ノ帰スル処ナキカ故ニ亦タ他ニ顧ミ憚ル処ナクシテ其實行ヲ強ユルカ如キ「アラハ啻ニ道理ニ抵觸スルノミナラス其結果ハ爭乱トナリ而シテ其爭乱ノ結果ハ遂ニ改革ヲ生スルヲ免カレサルモノナリ蓋其改革ノ目的ハ「ナツーレルレヒト」性法ヲ以テ一人ノ意見ニ成立タル「ポヂテーフスレヒト」人為法ヲ変更セントスルニアリ故ニ道理ヲ以テナシタル「レフオルム」改革ヲ「レヒト」ト云フ而シテ力ヲ用ヰテ此ノ「レフオルム」ヲ為スモノハ「レヴルシオン」即革命ナリ又或ル一部ノ「レフオルム」ヲ望ムカ為メニ力ヲ用ヰルアリ之ヲ「レウオルト」ト云フ仮令ヘハ地税ノ減額ヲ望ム等ノ為メニ用ルカ如キ是ナリ又「レウオルシオン」ナ

ルモノアリ政府ノ主義ニ反對スルモノナリ而シテ「レウオルレオン」ヲ遂ケサルモノヲ「レベリオン」ト云フ又タ人為法ニ向ヒ已レカ信スル処ノ主義ヲ以テ抗抵スルモノヲ「オポヂチオン」ト云フ是レ所謂抗抵ナリ是ニ由テ之ヲ觀レハ「レブルシオン」革命ノ爭亂ト「レウオルト」一揆ハ現在ノ事物ヲ変更破壞セントスルモノニシテ「オポヂチオン」抗抵ナルモノハ道理ヲ改メントスルモノナリ故ニ彼ニ對シテハ公ケノ力ヲ以テシ是レニ對シテハ道理ヲ以テセサルヘカラス以上ノ数言今茲ニ之ヲ述フルヲ要セサルカ如シトイヘモ亦タ高等警察上最モ深ク識別セサルヘカラサル事ナルヲ以テ敢テ講シタルモノナリ

蓋「ポヂチーフスレヒト」人為法ハ如何ンシテ之ヲ制定スルカ君主專制國ニ於テハ独リ君主ノ意見ヲ以テスルモノニシテ而シテ立憲國ニ於テハ人民ノ企望ト政府ノ企望ヨリ成立モノナリ其人民ノ企望ヲ國主ニ於テ裁可シタルトキハ「ゲセッツ」法律トナリ而シテ政府ノ企望ヲ國主ニ於テ裁可シタルトキハ「オルドヌンス」布令トナル

モノトス然ルニ其法律ヲ制定センヿヲ発意シ其草案ヲ立法院ニ下附スルハ政府ノ務ニシテ立法院ハ已レノ企望ヲ顕レシ以テ之ヲ政府ニ出スモノナリ何ヲ以テ法律ノ発意ハ政府ニ於テ之ヲ為スカ「ポゲチーフスレヒト」人為法ノ「ナツール」ヒト」性法ニ合ハサル処アルヲ以テナリ然ラハ則チ人為法ノ性法ニ合ハサル如何シテ之ヲ識了スルカ其法律ニ関スル主務官ニ於テ或ハ之ヲ発見スルト云フトイヘ氏亦タ実ニ高等警察官ノ典ツテ必要ナルモノナリトス故ニ予カ高等警察官ハ「スターツマン」政事家ナラサルヘカラスト云フ所以ナリ

前ニ述フルカ如ク政府ハ「フヌルオルドヌンゲ」布令ヲ出スノ権ヲ有スルモノナリ如何トナレバ「ゲゼツツ」法律ナルモノハ事ノ大体ヲ規則立ツルニ止マリ百端ノ枝葉ニ渉ルヿヲ得サルモノナルカ故ニ布令ヲ以テ政府ノ企望ヲ定ムルモノトス而シテ又タ法律ノ足ラサルモノヲ補フヿアリ是レ政府ノ企望ヲ以テ立法権ヲ助クルニアリ仮令ハ非常ノ争乱等ニ當リ之ヲ処置スル

ニ法律ノ足ラサル件ハ政府独立ノ企望ヲ以テ
制定スルカ如キ是ナリ其布令ノ種類ニ三アリ
一ツハ法律ヲ執行スル為メニ要スルモノ其一
ハ「ブリウヒゾーリツセ、フヱルオルドヌンク」法律ト其
効力ヲ同スルモノニシテ他日立法院ノ決議ヲ
要スルモノ而シテ其一ツハ「ノートフヱルオルドヌン
グ」非常ノ場合等ニ當リテ一時法律ノ効力ヲ失
ナハシムルモノ是ナリ
蓋法律ノ執行上ニ関スル布令ハ其執行ヲ掌ル
処ノ定リタル官署ヨリ出シ其「ブリウヒゾーリツセ、

フヱルオルドヌング」即仮リノ法律ハ全内閣ヨリ出シ
而シテ「ノートフヱルオルドヌング」一時法律ノ効力ヲ
失ハシムルモノハ多クハ高等警察ノ「イニチアチ
ーウエ」発意ニ成立モノナリ然リ而シテ其「ノー
ト」即必要或ル行政ノ一部ニ係ルナルトキハ警
察ノ申告ニ由テ其省大臣ノ布令トナルモノト
ス右ノ如クナルヲ以テ高等警察官ハ法律若ク
ハ閣令又ハ省令ヲ出サンヿヲ発議スルハ自由
ナリ然リトイヘモ警察官自ラ布令ヲ出シ又タ
其布令ヲ出スハ如何ナル方法ヲ以テスルカト

亡フ点ニ至ツテハ重要ナル問題ナリトス是レ警察権ノ始メテ起ル所ナリ

蓋シ警察権ニ三種アリ法律ヨリ起リタル警察権布令ヨリ生スル警察権警察自ラ有スル処ノ独立ノ権是ナリ然ルニ法律及布令ヨリ起ル警察権ハ唯其執行ヲ為スニ止ルモノトイヘ氏警察官自ラ布令スルハ政府ノ布令トシテ発令スルモノナリ而シテ其危害ニ向ツテハ各省大臣ノ権利ヲ以テスルモノナリ警察ヲシテ「スタート」ノ独立ナル一ツノ機関トシ且ツ其権利ヲ定ムルハ「ポリツアイレヒト」警察権ノ起因ニシテ其「ヒト」権利ニ「ナツール」天然ト「ポヂチーフ」人為ノ區別アリ

安賢曰ク書中権利ノ部ニ属スヘキモノニシテ而シテ順序ノ門ニ説クアリ又タ組織ノ部中執行警察ノ目ヲ設ケ置キ而シテ再ヒ集會結社ニ對スル高等警察ノ門ニ執行警察ヲ講スルカ如キ或ハ重復シ或ハ不順序タルヲ覚ユルモノ往々ニシテ之レアリ今私ニ改竄ヲ加ヘ彼是編綴セハ條理整然

警視廳
警視廳

国立国会図書館 伊藤博文関係文書(その1)書類の部 234-2

トシテ讀者ノ便少ナカラサルヘシ然レ𪜈
原ト之レ筆記ナリ妄リニ私見ヲ加フルト
キハ啻ニ其真面目ヲ失フノ恐レアルノミ
ナラス亦タ從テ講者ノ意ヲ誤ルナシトセ
ス故ニ更ニ私見ヲ加ヘス
又曰ク高等警察ヲ講スル稍容ニシテ執行
警察ヲ畧スルモノハ蓋シ講者ノ衷情ニ出
ツルモノナリ而シテ行政警察ヲ闕キ又タ
本書ノ全局ヲ結ハスシテ止ムモノハ講者
ノ病ニ罹リタルト安賢ノ旦サニ帰国ニ指
迫リタルヲ以テナリ安賢最モ遺憾トナス
姑ク之レヲ一段トシ以テ其次第ヲ付言ス
ルヿ如右

明治十九年十二月

国立国会図書館 伊藤博文関係文書(その1)書類の部 234-2

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 234-2

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 234-2